

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	有限会社永井測量設計
主たる営業所の所在地	兵庫県小野市
許可番号	兵庫県知事（般－２９）第３５２９９６号
許可を受けている建設業の種類	土、建

2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年８月２１日
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none">1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部2 営業停止の期間 令和２年８月２９日から令和２年８月３１日までの３日間
処分の原因となった事実	<p>有限会社永井測量設計の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２５条第１項第１５号の規定により、社簡易裁判所から罰金の刑に処せられ、平成３０年５月１５日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号）に該当する。</p>